

第6回締約国会議  
2000年11月12～25日、於ハーグ  
議題：第7項(c)

京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす  
締約国会議第一回会合の準備（決議第8/CP.4号）

メカニズムに関する作業計画（決議第7/CP.4号及び第14/CP.5号）

京都議定書第6条

議長による注釈

1. 本案文は将来の作業を容易にするために、COP6 議長の権限に基づいて作成された。これは、COP の両補助機関がその第 13 回会合の後半に COP へ提出した案文（FCCC/SB/2000/CRP.19）並びにメカニズムに関するコンタクトグループの議長も同席した両補助機関の議長との非公式協議及びこれら議長の勧告に基づいている
2. COP は、文書 FCCC/SB/2000/CRP.19 に含まれる両補助機関から COP へ提出された案文もまだ有効であることを勘案の上、本案文にも留意するように要請する。

## 目 次

(訳文)

	<u>項目</u>	<u>ページ</u>
決議案第[A/CP.6]号：京都議定書第6条の実施に関する指針 -----		3
附属書：京都議定書第6条の実施に関する指針 -----		6
定義 -----		6
A. 京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国 会議の役割 -----	1	7
B. 〔[クリーン開発メカニズムの]理事会〕 -----		7
C. [認定機関] [第6条の監視委員会] -----	2	8
D. 認定された独立した組織 -----	2	8
E. 附属書 に含まれる締約国の適格性に関する必要条件 -----	4-8	9
F. 参加 -----	9-10	11
G. 事業の範囲 -----	11-12	12
H. 適格性確認 -----		12
I. 登録 -----		13
J. モニタリング -----		13
K. 検証 -----	12-22	14
L. 認証 -----		17
M. 排出削減単位の発行 -----	24	17
附属書に対する附則		
X. 補足性 -----	1-4	18
A. 独立した組織の認定の基準と手続 -----		20
B. 〔事業提案書〕〔UNFCCC第6条参照マニュアル〕 -----		20
C. 〔「収益の一部」の決定と配分〕 -----	1-2	21
D. 登録簿 -----		21

【 決議案 第[A/CP.6]号： 京都議定書第6条の実施に関する指針

締約国会議は、

京都議定書第6条を想起し、

その決議第1/CP.2号、特にその5項(c)を想起し、

また、その第6回会合において、適宜「この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議」第1回会合に対する勧告も含めて、京都議定書第6条の諸規定に関する指針を中心としてこの議定書第6、12、17条に基づくすべてのメカニズムについて決議を行えるように、クリーン開発メカニズムを中心とするこれらメカニズムに関して実施される作業計画を定めたその決議第7/CP.4号も想起し、

また、その決議第8/CP.4号および第14/CP.5号も想起して、

1. 条約の附属書 に含まれる締約国に対して、附属書 に含まれる移行期経済の締約国の第6条事業活動への参加を容易にするように要請する。

2. 京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議第1回会合が下記の決議を採択するように勧告する。

決議 / [CMP.1]: 京都議定書第6条実施のための指針

京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、

〔[条約第4条と第12条、] 及び京都議定書 [第3条と第6条][第2、3、4、5、6、7、11、18条]に含まれる [すべての関連する] 諸規定を考慮に入れ、〕

〔第6条に従って、[附属書 に含まれるいかなる京都議定書の締約国も第3条に基づくその約束を満たす目的で第6条の事業活動に参加できること、及び]排出削減単位の取得は第3条に基づく排出の抑制と削減に関する数量化された約束を満たし[また本決議附属書の附則 X に含まれる規定を反映させる]ことを目的とする国内対策を補足するものであることを念頭に置き、〕

〔また、京都議定書第3条と第6条は、それに従って条約附属書 に含まれる京都議定書の一の締約国が同様の他の締約国へ移転するいかなる排出削減単位も移転する締約国の割当量から差し引かれ、また条約附属書 に含まれる京都議定書の一の締約国が同様の他の締約国から取得するいかなる排出削減単位も取得する締約国の割当量に追加されるが、

これらいかなる移転或いは取得も締約国が京都議定書附属書 B に登録された排出の抑制と削減に関する数量化された約束に従ってその割当量を変更することなく、第 3 条による排出の抑制と削減に関する数量化された約束の遵守に寄与させる目的でのみ行われると規定していることを念頭に置き、)

第 6 条の目的を達成するための行動において、締約国は条約第 2 条及び第 3 条、特に下記の事項を指針とすることを確認し、即ち、

〔発展途上の締約国の人口一人当たり排出量に対する公正な権利に関する衡平性。これは発展途上国の人口一人当たり排出量が依然として相対的に少ないこと、及び世界の排出量に占める発展途上国のシェアがその社会的及び開発的ニーズを満たすために増大するであろうことを考慮し、また発展途上の締約国における最大かつ最重要の優先課題は経済的及び社会的開発と貧困の根絶であることを十分勘案し、一方先進締約国は発展途上の締約国との間の人口一人当たり排出量の不公平性を軽減する観点から、引き続き [国内の政策]、[行動] 及び対策を通じて排出水準を引き下げる目的で、その排出量を抑制し削減する必要があることを確認するものである。〕

〔京都議定書は条約附属書 及び議定書附属書 B に含まれる締約国に対して、京都議定書第 6、12、17 条によっていかなる種類の権利、所有権、又は資格も作り出す或いは付与するものではないことを認識し、また第 17 条に基づく排出量取引は第 2 条に基づく約束を履行する目的で単に割当量の一部の移転と取得を計算する目的のものであることを認識して、〕

〔気候変動の有害な影響と軽減対策の影響を特に受けやすい発展途上国に特有の状況：第 6 条の事業活動は、条約第 4 条 8 項と 9 項に規定するものを中心として発展途上の締約国に対する有害な社会的、環境的及び経済的影響を最小限に抑える方法で実施すべきものとする。〕

〔ファンジビリティ / ノンファンジビリティ：締約国は排出削減単位 [、認証排出削減量] 及び [割当量単位] [割当量の一部] を [有効な環境的同等性を確保する目的で京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が設定する規則と手続に従って] 取引 [することができる] [するものとする] [してはならない]。〕

決議第 [A/CP.6]号を勸案して、

1. 本決議の附属書に含まれる第 6 条の実施に関する指針を採択することを決議する。
2. 「収益の一部」を第 6 条の事業活動に適用するものとし、これは附属書 C に含まれる規定に従って徴収し、[運営費用に充当するため、及び{100-z%以上}を適応基金<sup>1</sup>のために]割り当て

---

<sup>1</sup> 〔後発発展途上国及び小規模島嶼の発展途上国を中心として、気候変動の有害な影響及び / 又は第 6 条と第 17 条に基づく対応策の実施の影響を特に受けやすい発展途上の締約国の適応が努力に資金援助を行うための適応基金を設置するものとする。〕

ることを決議する。〕〕

3. 条約附属書 に含まれる [関係] 締約国に対して、市場経済への移行期にある条約附属書に含まれる締約国の第 6 条事業活動への参加を容易にするように要請する。

4. [ [第 6 条の事業活動に起因する] 排出削減単位の [配分] [分配] [分割] は、参加する締約国 [及び関与する法人] が決めることを決議する。]

5. 附属書に含まれる指針を見直し、適宜改訂することを決議する。科学上及び技術上の助言に関する補助機関及び実施に関する補助機関の勧告<sup>2</sup>に基づく附属書の見直しは、約束を履行する[最初の] 追加の期間の完了から 1 年以内に<sup>3</sup>、特に締約国による関連する経験を考慮に入れて、行われるものとする。改訂は、既に登録されている事業活動に影響を与えないものとする。〔本決議に対するいかなる改訂も締約国の全会一致により行われるものとする。〕

6. [条約事務局に対して] 本決議及びその附属書で [に含まれる] 同事務局に割り当てられた職務を遂行するように要請する<sup>4</sup>。]

---

<sup>2</sup> 京都議定書第 15 条に含まれる諸規定による。

<sup>3</sup> 遵守の手続とメカニズムの設定に関する決議案で定義される。

<sup>4</sup> 運用に関するこの項目の資源関係への影響を明確にする必要がある。

## 附属書：京都議定書第6条の実施に関する指針

(注釈：一部の締約国は、第6条の事業活動の実施に関する指針を可能な限り第12条の事業活動の方法と手続に調和させるように提案している。現在の案文は両補助機関の第12回会合及び締約国会議第6回会合で第12条について提案された方法と手続に対する変更を反映させて改訂されたものではない。第12条の事業活動の方法と手続に関する項目と規定について合意が得られた時点で、現在の案文に変更事項を組み込むことができる。)

### 【定義】

本附属書においては、

(a) 京都議定書第1条に含まれる定義を適用するものとする。疑いを避けるために、「締約国」という用語は議定書の締約国を意味し、これには条約附属書に含まれる締約国と含まれない締約国への言及も含まれる。

(b) 「条」とは、別途指定しない限り議定書の条項を意味する。

(c) [附属書に含まれる各締約国を対象とする「割当量」は、1990年又は議定書第3条5項に従って決定される基準年又は基準期間の、議定書附属書Aに記載された温室効果ガスの二酸化炭素相当人為的排出量の合計値について、議定書附属書Bで当該締約国について登録された比率を5倍したものに等しいものとする。]

(d) 「認証排出削減量」又は“CERs”とは、第12条とそれに基づく必要条件に従って発行される単位を意味し、決議第2/CP.3号で定義された又はその後第5条によって改訂される地球温暖化ポテンシャルを使って計算される、二酸化炭素相当の1メートルトンに等しい。

(e) 「排出削減単位」又は“ERUs”とは、第6条とそれに基づく必要条件に従って〔発行〕〔移転〕される単位を意味し、決議第2/CP.3号で定義された又はその後第5条によって改訂される地球温暖化ポテンシャルを使って計算される、二酸化炭素相当の1メートルトンに等しい。

(f) 選択肢1：「割当量単位」又は“AAUs”とは、〔附属書Bに含まれる締約国の割当量のうちシリアル番号がつけられた一部〕〔第3条[3、4、]7、8項に従って計算される単位〕を意味し、決議第2/CP.3号で定義された又はその後第5条によって改訂される地球温暖化ポテンシャルを使って計算される、二酸化炭素相当の1メートルトンに等しい。

選択肢2：「割当量の一部」又は“PAA”とは、議定書第17条とそれに基づく必要条件に従って発行される単位を意味し、決議第2/CP.3号で定義された又はその後第5条によって改訂

される地球温暖化ポテンシャルを使って計算される、二酸化炭素相当の 1 メートルトンに等しい。

(g) [「割当量」には、[AAUs][PAAs]、CERs 及び ERUs が含まれる。]

(h) [「利害関係者」とは、事業の影響を受ける又は受ける可能性がある、或いは利害関係を持っている個人、団体又は共同体を含む公衆を意味する。]]

#### **A. 京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の役割**

選択肢 A :

(注釈：本項は必要がない。)

選択肢 B :

1. 京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、[第 6 条の監視委員会を設置することにより][独立した組織を指定し、この目的のために附属書 X で規定する基準と手続に従って認定機関を指名することにより]、第 6 条の実施に対する権限を行使し、またそれに関する指導を行うものとする。

選択肢 C :

(注釈：一部の締約国は、第 6 条の事業活動の実施に関する指針を可能な限り第 12 条の事業活動の方法と手続に調和させるように提案している。現在の案文は両補助機関の第 12 回会合及び締約国会議第 6 回会合で第 12 条について提案された方法と手続に対する変更を反映させて改訂されたものではない。第 12 条の事業活動の方法と手続に関する項目と規定について合意が得られた時点で、現在の案文に変更事項を組み込むことができる。)

#### **B. [[クリーン開発メカニズム] 理事会]**

選択肢 A :

(注釈：本項は必要がない。)

選択肢 B :

(注釈：一部の締約国は、第 6 条の事業活動の実施に関する指針を可能な限り第 12 条の事業活動の方法と手続に調和させるように提案している。現在の案文は両補助機関の第 12 回会合及

び締約国会議第 6 回会合で第 12 条について提案された方法と手続に対する変更を反映させて改訂されたものではない。第 12 条の事業活動の方法と手続に関する項目と規定について合意が得られた時点で、現在の案文に変更事項を組み込むことができる。）

### C. 〔認定機関〕〔第 6 条の監視委員会〕

選択肢 A :

(注釈：本項は必要がない。)

選択肢 B :

2.〔第 6 条の監視委員会〕は下記の責任を負うものとする。

(a) 附則 A に含まれる認定の必要条件と手続に従って独立した組織の認定。

(b) 28 項で規定する見直し手続。

選択肢 C :

(注釈：一部の締約国は、第 6 条の事業活動の実施に関する指針を可能な限り第 12 条の事業活動の方法と手続に調和させるように提案している。現在の案文は両補助機関の第 12 回会合及び締約国会議第 6 回会合で第 12 条について提案された方法と手続に対する変更を反映させて改訂されたものではない。第 12 条の事業活動の方法と手続に関する項目と規定について合意が得られた時点で、現在の案文に変更事項を組み込むことができる。)

### D. 認定された独立した組織

選択肢 A :

(注釈：本項は必要がない。)

選択肢 B :

2. 認定された独立した組織は、本附属書 J 項並びに COP/MOP のその他関連決議で言及される職務を遂行する責任を負うものとする。

選択肢 C :

(注釈：一部の締約国は、第 6 条の事業活動の実施に関する指針を可能な限り第 12 条の事業



活動の方法と手続に調和させるように提案している。現在の案文は両補助機関の第 12 回会合及び締約国会議第 6 回会合で第 12 条について提案された方法と手続に対する変更を反映させて改訂されたものではない。第 12 条の事業活動の方法と手続に関する項目と規定について合意が得られた時点で、現在の案文に変更事項を組み込むことができる。）

#### E. 附属書 に含まれる締約国の適格性に関する必要条件

(注釈：本項は、遵守に関する手続とメカニズムを設定する決議第--/CP.6 号と関連する可能性がある。)

選択肢 1 (4 項)：

4. 附属書 に含まれる締約国は、決議第 [ --/CP.6 ] 号に従って設定される遵守委員会が、当該締約国は下記 7 項(a)(g)[(h)][(i)][(j)][(k)][(l)]の適格性必要条件を満たしていると判断した場合、第 6 条の規定に基づき排出削減単位を移転或いは取得することができる。

選択肢 2 (5 / 6 項)：

5. 附属書 に含まれる締約国は、

(a) 決議第 [ --/CP.6 ] 号によって設定される遵守委員会が 7 項(b) ~ (e) [ 及び(g) ~ [(i)] [(l)] ] の適格性必要条件の一又は複数を満たしていないと判定しないかぎり、事務局に対して適格性必要条件を満たしていることを文書化した報告書を提出してから [XX<sup>5</sup>] か月後に第 6 条に基づく排出削減単位を取得することができる。

(b) 遵守委員会の執行部門が事務局に対して、当該締約国が 7 項(b) ~ (e) [ 及び(g) ~ [(i)] [(l)] ] の適格性必要条件について実施に関する問題で処分を受けていないと通知すれば、もっと早い時期に第 6 条に基づく排出削減単位を取得することができる。

(c) 締約国は、それが 7 項(b) ~ (f) [ 及び(g) ~ [(i)] [(l)] ] の適格性必要条件の一又は複数を満たしていないと遵守委員会が判断しない限り或いは判断するまで、取得を続けることができる。遵守委員会から上記の必要条件の一又は複数を満たしていないと判断された締約国は、これら必要条件を満たしており、従って再び取得の適格性を持つと遵守委員会が判断した時のみ、取得を行うことができる。

---

<sup>5</sup> 第 8 条の専門家による検討班及び遵守委員会の執行部門が問題点を見だし規則を適用する妥当な機会を持つのに十分な一定の期間。

6. 第 6 条 4 項に基づき、附属書 に含まれる締約国による 7 項(b)～(f)〔及び(h)〕〔及び(i)〕の必要条件の実施について第 8 条の専門家による検討班が見いだした実施関連の問題を遵守委員会が追跡する場合、遵守委員会が当該実施関連の問題を見いだしてからその問題が解決するまでの間、当該締約国は ERUs の取得を続けることができるが、その遵守の問題が解決されるまで第 2 条 1 項に基づくその約束を満たすためにこれら単位を使用することはできない。

7. 上記〔4〕〔5〕項で述べる締約国の適格性必要条件とは下記を意味する。

選択肢 1：この選択肢は下記(a)に関するもの。

(a) 最新の年間温室効果ガス目録と温室効果ガス目録報告書の提出及び第 7 条 4 項に基づいて定義される登録簿の規定を含めて、京都議定書第〔3、〕5、7 条に基づくその約束、及びそれに基づき決定される指針で規定される必要条件を遵守している。

選択肢 2：この選択肢は下記(b)～(f)に関するもの。

(b) 5 項(a)に基づき報告書を提出する時点まで及びそれ以降に、第 5 条 1 項及びそれに基づき決定される指針に含まれる必要条件に従って、モントリオール議定書によって規定されているものを除くすべての温室効果ガスの発生源による人為的排出及び吸収源による除去を推定する国内制度を設定している。

(c) 5 項(a)に基づき報告書を提出する時点まで及びそれ以降に、第 7 条 4 項及びそれに基づき決定される指針に含まれる必要条件に従って、〔その割当量におけるすべての変動〕〔第 3 条 10、11、12 項の諸規定に基づき〔移転〕又は取得する〔ERUs、CERs 及び{AAUs}{PAAs}〕〔{AAUs}{PAAs}と ERUs の増減及び CERs の増加〕〕を説明し追跡するためのコンピューター化された国内登録簿を備えている。

(d) 5 項(a)に基づき報告書を提出する時点までに、第 7 条 4 項及びそれに基づき決定される指針に含まれる必要条件に従って、その最初の割当量を設定している。

(e) 5 項(a)で説明する報告書の中で、〔モントリオール議定書によって規制されているものを除く温室効果ガスの発生源による人為的排出〔及び吸収源による除去〕について〕〔附属書 A のガスと発生源に関する〕第 5 条 2 項と第 7 条 1 項の諸規定及びそれに基づき決定される指針に含まれる必要条件（第一回の提出期限に関する条件を除く）に従って最新年度の年間目録を提出している。

(f) その後 5 項(a)で説明する報告書の提出に続く各年度について、第 7 条 1 項とそれに基づき決定される指針に含まれる必要条件に従って年次報告書〔その割当量に関する情報〕を、また〔附属書 A のガスと発生源に関する〕第 5 条 2 項と第 7 条 1 項の諸規定及びそれに基づき決

定される指針に含まれる必要条件に従って年間目録を、それぞれ提出している。

注釈：以下の(g)～(l)は選択肢1又は選択肢2の一部とすることができる。

(g)〔議定書を批准している。〕

(h)〔[COP][COP/MOP]によって採択される遵守に関する手続とメカニズムによって拘束されている。〕〔第6条の事業への参加から、[その指針に従って]、特に第2条1項及び2項、第2条2項及び14項、第6、11、12、17条に関する諸規定に従って][附則Xに従って]除外されていない〕。

(i)〔第7条2項及びそれに基づき決定される指針に従って、義務づけられる最新の[すべての]定期的国別報告書を提出している。〕

(j)〔第6条[の指針に従って][及び議定書に基づく関連諸規定に従って]の事業への参加から除外されていない。〕

(k)〔COP及びCOP/MOPの関連決議に従って、第3条2項と4項に基づく必要条件に準拠して、人為的な活動に直接起因する温室効果ガスの発生源による排出及び吸収源による除去の純変動について義務づけられる最新の情報を提出している。及び〕

(l)〔[附則Xに従って]国内の[行動][政策と措置]を通じて十分な排出削減を達成している。〕

8.〔第4条に基づき事業を運営している附属書 に含まれる締約国は、同じ第4条の取決めに基づき運営している他の締約国又は当該締約国が所属しそれ自体が議定書の締約国となっている地域的な経済統合のための機関が、第5条及び第7条に基づくその義務を履行していない場合、第6条の事業から発生する ERUs を[第3条によるその約束を履行する一助として][取得し][使用する]ことが[できる][できない]。〕

## F. 参加

9.第6条の事業への法人の参加をその責任において認可する附属書 に含まれる締約国は、議定書に基づくその義務の履行について引き続き責任を負い、法人の参加が本附属書と整合するようになるものとする。

10.第6条に基づく一又は複数の事業に参加する附属書 に含まれる締約国は、第6条1項(a)に基づく事業の承認に関連する当該締約国の連絡先を明らかにする報告書を事務局へ提出するものとする。

## G. 【事業の範囲】

11. 第 6 条に基づく事業は、議定書の附属書 A に記載された温室効果ガスの発生源による人為的排出削減及び / 又は吸収源による除去の強化において、他の場合にも発生するであろうものに追加するものを生み出さなければならない。〔吸収源による人為的除去の強化は、第 3 条 3 項に含まれる活動、及び第 3 条 4 項に基づくその他の追加的活動を対象とする。〕

12. 選択肢 1 : 〔[2000 年 1 月 1 日][1997 年 12 月 11 日][又は受入締約国による議定書批准の日のいずれか遅い方]以後に開始される事業は、[効力が遡及することなく、]これら指針で設定される基準を満たしている場合、及び事業に関与する締約国がそれを第 6 条の事業と見なすことで合意した場合、第 6 条に基づく事業として遂行する適格性を持つものとする。〔事業活動がパイロットフェーズの共同実施活動として報告された後、第 6 条の事業活動として登録される場合、[2000 年 1 月 1 日][1997 年 12 月 11 日]以降の発生源による人為的排出削減[及び / 又は吸収源による人為的除去の強化]は遡及的検証と認証の適格性を持つ[ものとする][ことができる]。〕

選択肢 2 : パイロットフェーズの共同実施活動は、第 6 条に基づく事業として適格性を持つことはできない。

13. 〔下記の分類の一つに該当する事業は第 6 条の事業として適格性を持つ。〕

(a) 再生可能エネルギー : 太陽エネルギー、風力エネルギー、持続可能なバイオマス、地熱と地熱発電、小規模水力発電、波力 / 潮力発電、周囲温度、海洋熱エネルギー転換、嫌気性呼吸を促進する活動、及び埋立ガスを含むバイオガスからのエネルギー回収。

(b) エネルギー効率化 : 熱電併給施設及びガス火力発電所向けの先端技術、既存のエネルギー生産の[大幅な]改善、製造工程・建物・エネルギーの搬送・輸送・配給のための先端技術及び / 又はそれらの[大幅な]改善、さらに効率的で汚染の少ない大量公共輸送機関（乗客用と貨物用）と既存の車輛や既存の燃料源の改良又は代替、拡散的なガスの捕捉。

(c) 需要側管理 : 家庭、業務、運輸及び産業用エネルギー消費の改善。〕

## H. 適格性確認

選択肢 A :

(注釈 : 本規定は必要がない。)

選択肢 B :

(注釈：一部の締約国は、第 6 条の事業の実施に関する指針を可能な限り第 12 条の事業活動の方法と手続に調和させるように提案している。現在の案文は両補助機関の第 12 回会合及び締約国会議第 6 回会合で第 12 条について提案された方法と手続に対する変更を反映させて改訂されたものではない。第 12 条の事業活動の方法と手続に関する項目と規定について合意が得られた時点で、現在の案文に変更事項を組み込むことができる。)

## I. 登録

選択肢 A：

(注釈：本項は必要がない。)

選択肢 B：

(注釈：一部の締約国は、第 6 条の事業の実施に関する指針を可能な限り第 12 条の事業活動の方法と手続に調和させるように提案している。現在の案文は両補助機関の第 12 回会合及び締約国会議第 6 回会合で第 12 条について提案された方法と手続に対する変更を反映させて改訂されたものではない。第 12 条の事業活動の方法と手続に関する項目と規定について合意が得られた時点で、現在の案文に変更事項を組み込むことができる。)

## J. モニタリング

選択肢 A：

(注釈：本項は必要がない。)

選択肢 B：

(注釈：一部の締約国は、第 6 条の事業の実施に関する指針を可能な限り第 12 条の事業活動の方法と手続に調和させるように提案している。現在の案文は両補助機関の第 12 回会合及び締約国会議第 6 回会合で第 12 条について提案された方法と手続に対する変更を反映させて改訂されたものではない。第 12 条の事業活動の方法と手続に関する項目と規定について合意が得られた時点で、現在の案文に変更事項を組み込むことができる。)

## K. 検証

選択肢 A :

14 .

15 . [第 6 条の事業を受け入れる附属書 に含まれる締約国は、事業の承認の取得、発生源による人為的排出量の削減 [又は吸収源による人為的除去の強化] の監視及び検証、[締約国及び利害関係者によるコメント、及び ERUs の移転 [又は取得] に関する国内の指針と手続を含む報告書を[事務局]に対して提出しなければならない。[また、かかる締約国は附則 B に従って情報を定期的に提出する[ものとする][必要がある]。]

16 . 附属書 に含まれる受入締約国は、発生源による人為的排出の削減又は吸収源による人為的除去の強化に関連する ERUs について、それが第 6 条 1 項(b)の規定に従い、18 項で規定された手続の一つを通じて他の場合に発生するであろうものに追加されるものとして検証されている場合に移転することができる。

17 . 移転される各 ERU に関連する事業に関する情報は、附則 B で規定される統一報告書式に基づいて、受入締約国が事務局を通じて公開できるようにするものとする。

18 . [第 6 条の事業における発生源による人為的排出の削減又は吸収源による人為的除去の強化は、下記のいずれかによって検証されるものとする。

(a) 19 項により[検証の時点で]附属書 に含まれる受入締約国に[適格性がある][資格がある]場合は、関与する締約国による。或いは

(b) 22 ~ 33 項で規定する検証手続による。]

19 . [第 6 条の事業を受け入れる締約国は、当該締約国が 7 項の(b) ~ (e)[及び(g) ~ (i)]と{h}にある [必要条件][条件] を満たしていることを立証する文書を事務局へ提出しており、かつ下記の条件を満たしている場合に、[16 項に従って ERUs を移転することができる][18 項(a)について資格を得られるものとする]。即ち、

(注釈：本項で述べる文書が、京都議定書第 7 条に基づいて義務づけられる情報の作成の指針案(文書 FCCC/SBSTA/2000/10/Add.3 及び FCCC/SBSTA/2000/13 の附属書 ) に関する第 7 項(第 7 条 4 項に基づく割当量の計算方法)で定義される最初の<sup>6</sup> 割当量の設定で必要となる文書に追加されるものかどうかについて明確化する必要がある。)

---

<sup>6</sup> 文書 FCCC/SBSTA/2000/10/Add.3 及び FCCC/sbsta/2000/13 における「最初の」という用語はカッコに囲まれている。

(a) かかる文書を提出してから〔XX〕か月<sup>7</sup>が経過し、かつ遵守委員会がそれら必要条件の一又は複数を満たしていないという判定をしなかった場合、又は

(b) 7 項の(b)～(e)[及び(g)～{(i)}{(l)}と(h)]にある必要条件について当該締約国が実施上の問題で処分<sup>8</sup>を受けていないことを、遵守委員会執行部門が事務局へ事前に通知している場合。]

20. 【かかる締約国は、遵守委員会が〔必要条件〕〔7 項の(b)～(e) [及び(g)～{(i)}{(l)}と(h)]にある条件〕の一又は複数を満たしていないと判定しない限り或いは判定するまで、〔引き続き資格を持つ〕〔16 項〕に従って ERUs を移転できる。遵守委員会からこれら一又は複数の〔必要条件〕〔条件〕を満たしていないと判定された締約国は、遵守委員会が〔当該締約国はそれら条件を満たしており、従ってその資格を復活させると判定する〕〔それら必要条件を満たしたと判断した〕場合のみ、再び資格を持てるものとする。】

21. 〔検証が 18 項(a)の規定に従って行われた場合、ERUs の取得に対しては第 17 条に基づく責任規定に関するいずれかの規定が、必要な変更を加えて適用されるものとする<sup>9</sup>〕。

22. 選択肢 1：18 項(b)に基づく検証は、附則 A に従って認定された独立した組織が第 6 条の必要条件及びこれら指針に照らして事業を評価するプロセスである。

選択肢 2：18 項(b)に基づく事業の検証について、〔事務局〕は締約国が指名する専門家の名簿の中から一又は複数の検証チームを設置するものとする。各検証チームのメンバーはこれら指針で指定する職務を行うのに必要な専門知識を持っていなければならない。〔事務局〕は〔受入締約国〕〔関与する締約国〕の要請によりその事業に対する検証チームを指定するものとする。

23. 事業の参加者は〔認定された独立した組織〕〔検証チーム〕に対して、〔附則 B で説明した〕当該事業が関与する締約国によって承認されているかどうか、また附則 B で規定する基準に従って適切なベースライン、モニタリング計画及びクレジット発生期間を持っているかどうかを判定するのに必要なすべての情報を含む事業設計文書を提出するものとする。

24. 〔独立した組織〕〔検証チーム〕は、32 項に規定する守秘義務の規定を条件として、事務局を通じて事業設計文書を公表できるようにするものとする。

25. 〔独立した組織〕〔検証チーム〕は、事業設計文書を公表してから 60 日の間、事業設計文書及びその立証情報に関する締約国と利害関係者並びに UNFCCC の認定したオブザーバーか

---

<sup>7</sup> 第 8 条の専門家による検討班と遵守委員会がこれら問題を明確にし規則を妥当に定めるのに十分な一定の期間。

<sup>8</sup> これは助長的な手続ではなく執行手続であることを明確にする必要がある。

<sup>9</sup> 第 17 条の責任規定でどの選択肢が採用されるかによる。

らのコメントを受け付けるものとする。

26.〔独立した組織〕〔検証チーム〕は、事業が附則 B で規定する基準に従って適切なベースライン、モニタリング計画及びクレジット発生期間を持っているかどうかを判定するものとする。〔独立した組織〕〔検証チーム〕はその判定を、事務局を通じて公表できるようにするものとする。これには〔提起された重要な問題点に焦点を当てて〕〔利害関係者によるコメントの要約及びそれらをどの程度考慮に入れたかに関する報告を含めて〕判定の理由の説明を含めるものとする。

27. 受入締約国は〔独立した組織〕〔検証チーム〕に対して、達成された発生源による人為的排出の削減〔又は吸収源による人為的除去の強化〕について検証を受ける目的で、附則 B で規定される統一報告書式に基づいて、この削減〔又は除去〕が適切なベースライン、モニタリング計画及びクレジット発生期間に従って監視され計算されたことを立証するための情報を提出するものとする。

28.〔独立した組織〕〔検証チーム〕は、報告された発生源による人為的排出の削減〔又は吸収源による人為的除去の強化〕が適切なベースライン、モニタリング計画及びクレジット発生期間に従って監視され計算されているかどうか、されている場合は二酸化炭素相当のトン数で示される達成された削減量〔又は除去量〕について判定を行うものとする。〔独立した組織〕〔検証チーム〕はその判定を、理由の説明とともに〔事務局〕を通じて公表できるようにするものとする。

29.【事業設計文書〔或いは報告された発生源による人為的排出の削減〔又は吸収源による人為的除去の強化〕〕に関する検証の判定は、その判定が公表されてから〔30〕〔60〕日後に、事業〔を受け入れている〕〔に参与している〕締約国〔、〔第 6 条の監視委員会〕の〔x〕名のメンバー、〔第 6 条の監視委員会〕、〔COP/MOP1 によって定められる〔適切な機関〕〕、又は〔x〕か国のその他締約国が〔第 6 条の監視委員会〕〔適切な機関〕による見直しを要求しない限り、最終的なものと見なされるものとする。この見直しが要求された場合、〔適切な機関〕は可及的速やかに、かつ〔……〕以内に、この判定を見直すものとする。〔第 6 条の監視委員会〕〔適切な機関〕はその決定を公表するものとし、その決定が最終となる。】

30. 事業活動を受け入れていて、22～〔28〕〔29〕項で指定される手続の対象となる附属書 に含まれる締約国は、〔28〕〔29〕項に従って判定が行われた場合のみ ERUs を移転することができ、〔28〕〔29〕で指定される二酸化炭素相当のトン数を越える ERUs は移転できない。

31. 各 ERU に関連する事業の情報は、登録簿に関する諸規定に従って事業識別子付きの電子的な接続を通じて公表するものとする。



32．国内法で義務づけられている場合を除いて、〔第 6 条の監視委員会〕〔独立した組織〕〔検証チーム〕〔又は適切な機関〕は情報提供者の書面による同意なしに、他の場合であれば公表できない、特許或いは極秘と記された事業関連の情報を開示してはならない。排出データ或いは発生源による人為的排出の削減〔又は吸収源による人為的除去の強化〕が追加のものであるかどうかに関するデータは守秘義務のあるものとは見なさないものとする。

33．事業に関与している締約国は、いつの時点でも 22～[28][29]項で規定する手続を使用することができる。この手続を使用する締約国は、その使用のコストを負担するものとする。

選択肢 B：

（注釈：一部の締約国は、第 6 条の事業の実施に関する指針を可能な限り第 12 条の事業活動の方法と手続に調和させるように提案している。現在の案文は両補助機関の第 12 回会合及び締約国会議第 6 回会合で第 12 条について提案された方法と手続に対する変更を反映させて改訂されたものではない。第 12 条の事業活動の方法と手続に関する項目と規定について合意が得られた時点で、現在の案文に変更事項を組み込むことができる。）

## L. 認証

選択肢 A：

（注釈：本項は必要がない。）

選択肢 B：

（注釈：一部の締約国は、第 6 条の事業の実施に関する指針を可能な限り第 12 条の事業活動の方法と手続に調和させるように提案している。現在の案文は両補助機関の第 12 回会合及び締約国会議第 6 回会合で第 12 条について提案された方法と手続に対する変更を反映させて改訂されたものではない。第 12 条の事業活動の方法と手続に関する項目と規定について合意が得られた時点で、現在の案文に変更事項を組み込むことができる。）

## M. 排出削減単位の発行

（注釈：一部の締約国は、この段階で明らかになる独立した組織の不正行為、背任行為或いは不適格の問題に対処する必要があるかも知れないと示唆している。）

選択肢 A：

34. 選択肢 1：締約国間の ERU の〔最初の〕移転は、移転する附属書 に含まれる受入締約国の登録簿にある割当量の〔単位〕〔一部〕のシリアル番号に事業識別子を追加し、次に受入締約国の国内登録簿から当該単位を除去し、それを取得する附属書 に含まれる締約国の国内登録簿へ追加することによって行われる。

選択肢 2：〔収益の一部が移転された後では、〕ERU の〔最初の〕移転は、移転する附属書 に含まれる受入締約国の登録簿にある〔割当量の[単位][一部]の〕シリアル番号に事業識別子を追加し、次に受入締約国の国内登録簿から当該単位を削除し、それを取得する附属書 に含まれる締約国の国内登録簿へ追加することによって行われる。

選択肢 B：

（注釈：一部の締約国は、第 6 条の事業の実施に関する指針を可能な限り第 12 条の事業活動の方法と手続に調和させるように提案している。現在の案文は両補助機関の第 12 回会合及び締約国会議第 6 回会合で第 12 条について提案された方法と手続に対する変更を反映させて改訂されたものではない。第 12 条の事業活動の方法と手続に関する項目と規定について合意が得られた時点で、現在の案文に変更事項を組み込むことができる。）

【附則 X（排出量取引に関する決議第〔C/CP.6〕号の附属書に対する）

「収益の一部」/補足

（訳注：「排出量取引に関する」ではなく「第 6 条に関する」と思われる）

1. 選択肢 1：「補足性」については規定しない。

選択肢 2：附属書 に含まれる締約国は、その排出の抑制と削減に関する約束を主として国内対策を通じて達成するものとする。〔附属書 に含まれる締約国による第 6、12、17 条のメカニズムの使用は、第 3 条に基づくその約束を満たすのに必要な努力の 30%以内に抑えるものとする。COP/MOP はこの上限を定期的に見直すことができる。〕この必要条件に対する遵守は、第 7 条に従って提出される情報に基づき遵守委員会によって評価される。

選択肢 3：附属書 B に含まれる締約国の純取得量は、第 6、12、17 条に基づく三つのメカニズムを合わせて下記のいずれか高い方を越えてはならない。即ち、

$$\begin{aligned} & \text{基準年の排出量} \times 5 + \text{割当量} \\ \cdot & \text{ [5][25]\%} \times \frac{\text{基準年の排出量} \times 5 + \text{割当量}}{2} \end{aligned}$$

（ここで、「基準年の排出量」は「第 3 条 5 項で規定する基準期間における年間平均排出量」

と置き換えることができる。)

- ・ 1994年から2002年までのいずれかの年度における実際の年間排出量の5倍と割当量の差の50%。

但し、附属書Bに含まれる締約国が1993年以降に行われた国内での対策を通じて約束期間の上限より大きな排出削減を達成し、それが当該締約国により検証可能な方法で、また第8条に基づき立案される専門家の見直し手順を経て立証されれば、その範囲内で純取得量の上限を引き上げることができる。

第6、12、17条に基づく三つのメカニズムのすべてを使用する場合の附属書Bに含まれる締約国の純移転量は下記を越えてはならない。即ち、

$$5\% \times \frac{\text{基準年の排出量} \times 5 + \text{割当量}}{2}$$

(ここで、「基準年の排出量」は「第3条5項で規定する基準期間における年間平均 排出量」と置き換えることができる。)

但し、附属書Bに含まれる締約国が1993年以降に行われた国内での対策を通じて約束期間の上限より大きな排出削減を達成し、それが当該締約国により検証可能な方法で、また第8条に基づき立案される専門家の見直し手順を経て立証されれば、その範囲内で純移転量の上限を引き上げることができる。

締約国が共同で約束を履行するという第4条の取決めのメンバーである場合、割当量は当該取決めに基ついてその締約国へ配分される割当量とする。それ以外の場合は、第3条7項に従って計算される当該締約国の割当量とする。

選択肢4: 第3条は附属書 に含まれる締約国の排出の抑制と削減に関する約束を設定し、それら締約国のそれぞれがその約束を達成するために国内対策を主たる手段とすべきことを規定している。附属書 に含まれる各締約国の第6、12、17条によるメカニズムへの参加は、当該締約国が遵守に関する手続とメカニズムを通じて、国内対策がその第3条に基づく約束を達成する主たる手段であることを立証することを条件とする。第3条の約束に対する遵守について、附属書 に含まれる各締約国の第6、12、17条によるメカニズムの合計使用量は、附属書Bに登録した当該締約国の排出の抑制と削減に関する数量化された約束に基づくその割当量のX%を越えないものとする。

〔第 4 条に関連する問題点〕

2.〔第 6 条に基づく ERUs の移転又は取得に対するいかなる制限も、第 4 条に基づく排出水準の割当に適用されるものとする。〕

3.〔第 6 条に基づく ERUs の正味の移転又は正味の取得に対するいかなる制限も、第 4 条に基づき運営するそれぞれの締約国に適用されるものとする。〕

4.〔第 4 条に基づく割当のし直しは、上記選択肢 2-3 で述べた制限を考慮して行われるものとする。〕】

**【附則 A（第 6 条に関する決議第〔A/CP.6〕号の附属書に対する）**

**独立した組織の認定の基準と手続**

決議第〔B/CP.6〕号の附則 A を、必要な変更を加えて適用するものとする。

（注釈：一部の締約国は、第 6 条の事業の実施に関する指針を可能な限り第 12 条の事業活動の方法と手続に調和させるように提案している。現在の案文は両補助機関の第 12 回会合及び締約国会議第 6 回会合で第 12 条について提案された方法と手続に対する変更を反映させて改訂されたものではない。第 12 条の事業活動の方法と手続に関する項目と規定について合意が得られた時点で、現在の案文に変更事項を組み込むことができる。他の締約国は、第 6 条の実施に関する指針を、運営組織の認定に関するものなど第 12 条の事業活動に関する方法と手続の一定の要素を考慮に入れて立案することができると提案している。）】

**【附則 B（第 6 条に関する決議第〔A/CP.6〕号の附属書に対する）**

**〔事業提案書〔UNFCCC 第 6 条参照マニュアル〕**

〔ベースライン、モニタリング、クレジット発生期間〕

（注釈：一部の締約国は、第 6 条の事業の実施に関する指針を可能な限り第 12 条の事業活動の方法と手続に調和させるように提案している。現在の案文は両補助機関の第 12 回会合及び締約国会議第 6 回会合で第 12 条について提案された方法と手続に対する変更を反映させて改訂されたものではない。第 12 条の事業活動の方法と手続に関する項目と規定について合意が得られた時点で、現在の案文に変更事項を組み込むことができる。他の締約国は、第 6 条の実施に関する指針を、第 12 条の事業活動に関する方法と手続の一定の要素を考慮に入れて立案することができると提案している。）】

【附則 C（第 6 条に関する決議第 [A/CP.6] 号の附属書に対する）

収益の一部の決定と配分

選択肢 A：収益の一部は設けない。

選択肢 B：

1. 選択肢 1：収益の一部は、第 6 条の事業について発行される ERUs の件数の [x] [10] % と定義される。

選択肢 2：収益の一部は、第 6 条事業活動の金額の [x] [10] % と定義される。

2. 理事会は公開の競争的手順を通じて ERUs を入札にかけて通貨に転換し、適応基金口座と運営費用口座のそれぞれの基金へ預託するものとする。

3. [COP][COP/MOP]は理事会の運営費用に充当する予算を 2 年ごとのベースで採用するものとする。これに相当する金額は収益の一部を引き当て、この目的のために事務局が維持する口座へ預託されるものとする。[COP][COP/MOP]は、[この運営予算が収益の一部の 10%を越えないようにする][運営予算を収益の一部の 10%以内の金額で維持するように努力する]ものとする。残る[収益の一部の 90%を下回らない金額][収益の一部の{90%の}金額]は、後発途上国及び小規模島嶼国を中心として気候変動の有害な影響[及び / 又は対応策の実施の影響]を特に受けやすい[発展途上の締約国][附属書 に含まれない締約国]の適応化努力に資金援助を行うのに使うものとし、この目的のために[COP/MOP によって設定される][関連諸規定で言及される]適応基金によって維持される口座へ預託されるものとする。】

【附則 D（第 6 条に関する決議第 [A/CP.6] 号の附属書に対する）

登録簿

（注釈：一部の締約国は、第 6 条に関連する登録簿に関する規則と指針をこの附属書の一部として含めるように求めている。他の締約国は、これを第 7 条の案文の一部として含めるように提案している。結論が出ていないため、第 6 条に関連する登録簿は文書 FCCC/CP/2000/CRP.4 に含めてあるが、これは最終的な挿入場所に影響を与えるものではない。）】